
1. 化学物質等及び会社情報

製品名: EXG リペア止水材

会社名: エクシオグループ株式会社

東京都渋谷区渋谷 3-29-20

電話番号: 03-5778-1140 FAX 番号: 03-5778-1218

2. 危険有害性の要約

GHS 分類:

物理化学的危険性

火薬類:	分類対象外
可燃性・引火性ガス:	分類対象外
可燃性・引火性エアゾール:	分類対象外
支燃性・酸化性ガス:	分類対象外
高压ガス:	分類対象外
引火性液体:	分類対象外
可燃性固体:	分類できない
自己反応化学品:	分類できない
自然発火性液体:	分類対象外
自然発火性固体:	分類できない
自己発熱性化学品:	分類できない
水反応可燃性化学品:	分類できない
酸化性液体:	分類対象外
酸化性固体:	分類できない
有機過酸化物:	分類できない
金属腐食性物質:	分類できない

健康に対する有害性

急性毒性(経口):	分類できない
急性毒性(経皮):	分類できない
急性毒性(吸入:気体):	分類できない
急性毒性(吸入:蒸気):	分類できない
急性毒性(吸入:粉塵):	分類できない
急性毒性(吸入:ミスト):	分類できない
皮膚腐食性/刺激性:	区分1
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性:	区分1
呼吸器感作性:	分類できない
皮膚感作性:	分類できない
生殖細胞変異原性:	分類できない

発がん性:	分類できない
生殖毒性:	分類できない
特定標的臓器毒性(単回曝露):	区分3(気道刺激性)
特定標的臓器毒性(反復曝露):	区分1(呼吸器)
吸引性呼吸器有害性	分類できない
環境有害性	
水生環境急性有害性:	分類できない
水生環境慢性有害性:	分類できない
オゾン層への有害性:	分類できない

GHS ラベル要素

絵表示:



注意喚起語:	危険
危険有害性情報:	H370 呼吸器の障害 H372 長期にわたる、又は反復曝露による呼吸器の障害
安全対策:	P260 粉じんを吸入しないこと。 P271 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。 P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。 P264 取扱い後に、十分洗浄すること。
応急措置:	P304+P340+P310 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師に連絡すること。 P303+P361+P353 皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに、汚染された衣類を脱ぐこと/取り除くこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。皮膚刺激が生じた場合は、医師の診断/手当てを受けること。 P301+P330+P331+P310 飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。 P362 汚染された衣類を再使用する場合: 洗濯すること。
保管:	P403+P404 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。部外者が触れないような措置をし、保管すること。
廃棄:	P501 内容及び容器を国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別: 混合物

化学名又は一般名	官報公示整理番号 (化審法/安衛法)	CAS No.	含有率
ポルトランドセメント	—	65997-15-1	61.4%
炭酸カルシウム	1-122	471-34-1	30,6%
硬化促進剤	非公開	非公開	6.8%
硬化促進剤	非公開	非公開	1.2%

4. 応急措置

吸入した場合:	速やかに、新鮮な空気のある場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させ、直ちに医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合:	速やかに、汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水で洗うこと。 汚染した衣類は完全に洗浄し乾燥させてから再度使用すること。
眼に入った場合:	速やかに、洗浄を始め、清浄な水で 15 分間以上洗浄後、眼科医の診断/手当を受けること。 コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。 洗眼の際、まぶたを指でよく開き、すみずみまで水が行きわたるように洗浄すること。 目をこすってはならない。 洗浄を始めるのが遅れたり、不十分だと障害を生ずる恐れがある。そして、できるだけ速やかに眼科医の診断/手当を受ける。
飲み込んだ場合:	水でよく口の中を洗浄すること。気分が悪いときは、速やかに医師の診断/手当を受けること。

5. 火災時の措置

消火剤:	周辺の火災時は全ての消火薬剤の使用可。
使ってはならない消火器:	今のところなし。
特有の消火方法:	可燃性のものを周囲から取り除く。 火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。 消火作業は風上から行う。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:

- ・回収作業には、保護手袋、保護衣、保護長靴、保護眼鏡、保護面、防塵マスクを着用する。

環境に対する注意事項:

- ・粉塵が飛散しないようにする。
- ・濃厚な洗浄水は中和、希釈処理等により、河川等に直接流出しないように対策をとる。

封じ込め及び浄化の方法及び機材:

- ・掃除機、スコップ、箒等により、できるだけ粉体の状態で回収し、廃棄まで容器で保管する。
やむをえず床面等に残ったものは、水で洗浄する。洗浄水は回収し、中和処理等により適切に処理する。
- ・回収物や回収した洗浄水は、13. 廃棄上の注意に従い、廃棄又は排水する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

取扱者のばく露防止: 眼、皮膚等への接触を避けるために、適切な保護具(保護手袋、保護衣、保護長靴、保護眼鏡、保護面、防塵マスク)を着用する。

局所排気・全体排気: 屋内で取り扱う場合は、換気に注意する。

安全取扱注意事項: 使用前に取扱説明書(安全データシートなど)を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまでは取り扱わないこと。
みだりに粉塵が発生しないように取扱う。
取扱い後は、顔、手、口等を水洗いする。
接触、吸入又は飲み込まない。

保管

適切な保管条件: 換気の良い場所に保管する。

直射日光を避ける。

安全な容器包装材料: 防湿性の容器を使用する。

保管方法: 施錠その他方法により、部外者が触れないよう措置を講ずること。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策: 全体換気設備および/または局所排気等の設備を設置して作業者がばく露から避けられるようにする。

管理濃度: 0.4mg/m³ (労働安全衛生法、作業環境評価基準)

許容濃度: 吸入性粉 1mg/m³ (日本産衛学会)

総粉塵 4mg/m³ (日本産衛学会)(第2種粉塵、ポルトランドセメント)

TLV-TWA: 1 mg/m³ R (ポルトランドセメント) (ACGIH 2015年版)

保護具 呼吸器の保護具: 防塵マスク等を着用する。

手の保護具: ゴム手袋など不浸透性の手袋を着用する。

眼の保護具: 側板付き普通眼鏡型又はゴーグル型保護眼鏡。

皮膚及び身体の保護: 長靴、前掛け、保護衣。

衛生対策: 作業中は飲食、喫煙をしない。

作業終了時には、石鹸で手を洗う。

9. 物理的及び科学的性質

外観:	灰色粉体
臭い:	なし
沸点:	データなし
引火点:	データなし
発火点:	データなし
pH:	12.0~13.0
爆発特性(爆発限界):	データなし
蒸気圧:	データなし
比重:	データなし
溶解性:	水に対して難溶

10. 安定性及び反応性

安定性:	通常の取扱いにおいては安定。 水の存在化で硬化する。
危険有害反応可能性:	酸、アルミニウム、金属、アンモニウム塩と反応する。 水と徐々に反応して硬化した水和物を形成、熱を発生し、強アルカリ溶液を生成する。
避けるべき条件:	水及び湿気を避ける
混触危険物質:	酸、アルミニウム、金属、アンモニウム塩と反応する。 水と徐々に反応して硬化した水和物を形成、熱を発生し、強アルカリ溶液を生成する。
危険有害な分解生成物:	データなし

11. 有害性情報

混合物としてのデータがないため、成分の含有率を勘案して GHS 分類を行った。

皮膚腐食性/刺激性:	強アルカリ性を呈し、皮膚に付着すると炎症を引き起こすため、区分1に分類した。
眼にする重篤な損傷性/眼刺激性:	強アルカリ性を呈し、眼を刺激、眼の角膜の炎症を起こすため、区分1に分類した。
特定標的臓器毒性(単回曝露):	ポルトランドセメントを含有するため、区分3(気道刺激性)に分類した。
特定標的臓器毒性(反復曝露):	ポルトランドセメントを含有するため、区分1(呼吸器系)に分類した。

12. 環境影響情報

混合物としてのデータはないが、漏洩すると環境に影響を与える可能性がある。水系、土壌など環境中に放出してはならない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物:	都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物の収集運搬業者や処分者と契約し、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)及び関係法規・法令を遵守し、適正に処理する。
その他:	取扱いに関しては、7 項および 8 項を参照のこと。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号:	該当せず
品名:	該当せず
国連分類:	該当せず
容器等級:	該当せず
海洋汚染物質:	該当せず

国内規制: 15項を参照のこと

輸送又の特定の安全対策及び条件

運搬に際しては容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み荷崩れの防止を確実にを行う。

15. 適用法令

化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法):	該当せず
消防法:	該当せず
労働安全衛生法:	名称等通知すべき危険有害物(法第 57 条、施行令第 18 条別表第 9) ポルトランドセメント アルミニウム及びその化合物 名称等表示すべき危険有害物(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9) ポルトランドセメント アルミニウム及びその化合物 リスクアセスメントすべき危険有害物 (法第 57 条の 3) ポルトランドセメント 法第 2 条、施行規則第 2 条別表粉塵作業 (じん肺法)
水質汚濁防止法:	指定物質 (施行令第 3 条の 3) アルミニウム及びその化合物
毒劇物取締法:	該当せず
船舶安全法:	該当せず
航空法:	該当せず

16. その他の情報

- ・本データシートは、日本工業規格 JIS Z 7253:2012「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」に準じて作成しており、製品の安全な取扱いを確保するための「参考情報」として現時点で弊社の有する情報を取扱事業者にご提供するものです。
- ・記載内容は、現時点で入手できた資料、情報、データ等に基づいて作成しましたので、新しい知見により改訂されることがあります。
- ・本データシート必ずしも製品の安全性を保証するものではなく、弊社が知見を有さない危険性、有害性の可能性がありますので、取扱事業者は、これを参考として、個々の取扱い、用途、用法等の実態に応じた安全対策を実施の上、お取扱い願います。